

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年12月6日(火)
開会 午後1時16分
閉会 午後1時26分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長)片岡健一郎、(副委員長)須藤智子
(委員)谷平敬子、宮川隆、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員、
木村冬樹議員
- 7 説明員 行政課長 佐野剛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 9 委員長あいさつ
- 10 議長あいさつ
- 11 協議事項

(1) 議案及び請願の委員会付託について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおり、議案及び請願を所管の委員会へ付託することに決した。

(2) 陳情の委員会送付について

資料のとおり、4件の陳情を確認した。いずれの陳情も意見陳述はないことを確認した。

(3) その他

(委員会提出議案第3号の審議に係る反対討論について)

片岡委員長：先の議会運営委員会の決定に基づき、木村議員に議会運営委員会へ出席いただいた。発言の真意を説明いただきたいが、先の議会運営委員会の協議について同会派の榊谷委員から出席要請の理由について聞かれているか。

木村議員：聞いている。

片岡委員長：反対討論の冒頭で「全議員の合意のもとでの議案上程となっていないため反対する」と発言されたことについて説明いただきたい。

木村議員：貴重な時間をいただき感謝する。議会提出の議案に対して反対するという前例のないことをしたため混乱させてしまいお詫びする。経過から話すと、議会の個人情報保護に関する条例は、議会運営委員会はかなり以前から協議されてきたところである。その中、全議員への説明も必要として議会基本条例推進協議会でも取り扱ってきたところである。事務局

の説明では国の法律には議会が除外されるということで条例を制定する必要があるということであった。また、パブリックコメント実施の可否なども協議がなされたところである。その後に全員協議会も開催され、この議案は議会からの委員会提出議案ということで12月定例会初日に上程されたところである。意見を述べる場が難しいところであった。討論で「全議員の合意のもとでの議案上程となっていない」という文言については、正確さに欠けるところがあるため、議長の下で可能であるならば議事録を整理いただきたい。私としては「この議案については合意できないため」という文言にしていなければと考えている。もう一点、議会運営委員会の委員である柘谷委員に私の意見が伝わらずに委員会での柘谷委員の発言になってしまったことをお詫びする。私たちの会派としての議会運営委員会の体制をどうするかということは持ち帰って検討したい。申し訳ない。

片岡委員長：木村議員から説明いただいた。発言の訂正も可能であるという発言であった。この後はどうするか。

須藤副委員長：木村議員の発言を受けて、議長の下で整理いただきたい。

片岡委員長：本会議で発言の訂正をいただくということか。

須藤副委員長：本会議では発言しないと思われるが。議事録を訂正することではないか。

宮川委員：訂正の依頼は発言者本人でしか行えない。木村議員の意見はお聞きしたと留めておいて、木村議員から議長へ直接申し出ただければ良いかと考える。

片岡委員長：本会議の場での発言は必要ないのか。

宮川委員：必要ない。

議会事務局長：議長の下での整理は字句の訂正といった軽微なものであつて、本会議中の発言を訂正するとなると本会議中に発言の訂正を議長へ申し出て訂正いただくことになる。

宮川委員：木村議員の説明を後段部分に載せようと思うと訂正はできても追記はできないと思う。

片岡委員長：本会議で議長の許可の下で発言いただくということによろしいか。

議会事務局長：確認であるが議事録上の発言を訂正して変えてしまうことはできない。

片岡委員長：本会議再開後に発言をお願いします。

12その他

特になし。